

# 継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応

— 財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して (2) —

坂 柳 明

## 1. はじめに—「(継続企業の前提に関する) 重要な不確実性の影響」の合理性と「財務諸表は継続企業を前提として作成されている」旨の記述を財務諸表の注記及び監査報告書に記載する余地

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（継続企業（going concern）<sup>1)</sup>の前提）が疑わしい状況で、その財務諸表を監査する監査人がどのような判断を行い、監査人の対応はどのようなかを論理的に導くことは、監査

---

1) 「継続企業」との関係で、Vatter (1947,5) は、次のように記している。

「…継続性という考え（the continuity convention）は、法人の存在の単なる延長より多くのたくさんのものを伴い、確かに、その意味は、擬人化された事業体の「生命」には依存しない。むしろ、それは、以下のような前提を含む。それは、(a)（法律上の規則、及び社会の考えを含めた）経済の機構についての現在の様式が変化しないままであること、(b) 会計上の計算書に反映された事業が、過去における条件と実質的に同じ条件で継続されること、即ち、製品のライン、市場の対象となる地理的な範囲、販売努力の一般的な様式が持続すること、(c) 事業と関連する経済的、及び技術的要因が、実質的に変わらないように、その影響を及ぼし続けること、そして、(d) 技術と経営上の努力の形態が、将来に引き継がれる、即ち、基本的な目的、方針、あるいは経営者の戦略における計画に全く変化はないこと、である。…」(傍線筆者)

本稿で取り上げる「継続企業の前提」のもとでは、「企業が将来にわたって事業活動を継続する」ことが前提とされるが、本稿では、上記の(a)~(d)に見られるような、「経済の機構についての現在の様式」, 「製品のライン、市場の対象となる地理的な範囲、販売努力の一般的な様式」, 「事業と関連する経済的、及び技術的要因」, 「基本的な目的、方針、あるいは経営者の戦略における計画」のような、会社が事業を継続することとの関係で問題になる事項の全てが変化しないことは、想定しない。

制度を設計するための指針を提供する点で、大きな意味がある。日本の監査制度上も、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応が規定されてきた。

例えば、その会社が継続して営業損失を計上している場合、あるいは借入金の返済が困難である場合のような、「継続企業の前提が疑わしい」状況に直面した監査人が、どのような対応をとるのかについて、現行監査基準の「第四報告基準 六 継続企業の前提 1」では、「監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するときには、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に追記しなければならない。」(傍線筆者)と規定されている。この規定によると、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められ、「継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するとき」に、監査人は、「継続企業の前提に関する事項」について、監査報告書に「追記」することを求められる<sup>2)</sup>が、制度上の規定とは別に、研究上の議論においては、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断した上で、無限定適正意見(無限定意見)を表明する場合に、「継続企業の前提に関する事項」を監査報告書に記載する余地があるかどうかの問題になる。

この「継続企業の前提に関する事項」との関係で、本稿では、まず次の問題を考察する。それは、①：2009年の監査基準改訂後の「継続企業の前提が疑わしい場合」に適用される開示規定や監査上の実務指針に見られるところの、「重要な不確実性の影響(を財務諸表に反映していない)」(又は「重要な不確実性の影響(は財務諸表に反映されていない)」)が、何を意味しているのか、という問題である。

---

2) 監査報告書への「追記」を監査人に求める制度の目的としては、経営者が行う開示について、利害関係者への「注意を喚起すること」が考えられる。「注意を喚起する」という考えを採用している制度については、坂柳(2014, 72)の脚注2を参照。

また、本稿では、次の問題も考察する。それは、②：「継続企業の前提が疑わしい」状況において、(1)：経営者が当期の財務諸表に注記を行う上で、及び(2)：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断しており、監査上の「除外事項」<sup>3)</sup>はなく、継続企業の前提が疑わしい状況を生じさせる要因として、「金額的に重要な資産の回収可能性の問題があり、その資産の見積り合理性を監査人が判断できない状況」<sup>4)</sup>もない場合<sup>5)</sup>に、その監査人が対応を決定する上で、当期の財務諸表との関係で問題にされている「重要な不確実性の影響」を、「財務諸表に与える（与えている）影響」として考慮する余地があるのか、という問題である。

以上に示した①～②の問題は、紙幅の都合により、坂柳（2014）では考察できなかった。この①～②の問題がどのように解決されるかによって、「継続企業の前提が疑わしい」場合に、注記に開示される内容、及び監査報告書に「追記」される内容が変わってくる可能性がある。そして、それらの内容が変われば、利害関係者の意思決定が変わる可能性があるので、上に示した①～②の問題の考察は、重要である。

本稿では、この①～②の問題を考察するに当たって、まず、問題になっている状況を理解するために、先に示した現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、

- 
- 3) 本稿では、様々な文献・制度を踏まえ、(1)：一般に認められた会計原則(会計基準)に照らして、金額的に重要な虚偽であることが監査人に確かめられたところの財務諸表項目、及び(2)：「監査範囲の制限」があった場合に、金額的に重要な虚偽があるかどうかを監査人が確かめることができなかったところの財務諸表項目を「除外事項」と定義する。
  - 4) この状況が存在し得ることについては、坂柳（2012, 218-227）を参照。この状況が存在する場合には、財務諸表上の資産の見積り合理性を監査人が判断できないので、その財務諸表は、「潜在的な重要な虚偽表示」という意味の未確定の影響を受けている、と言える。
  - 5) 本稿の以下の議論では、紙幅を節約するために、必要に応じて、本文中の「監査上の除外事項はなく、継続企業の前提が疑わしい状況を生じさせる要因として、「金額的に重要な資産の回収可能性の問題があり、その資産の見積り合理性を監査人が判断できない状況」もない」という、監査人の対応を決定するための前提についての記述を省略する。

何を意味しているのかを考察する。そのための手がかりとして、第2節では、企業会計審議会（2009）の「監査基準の改訂について」の「一 経緯」を取り上げ、そこに見られる「一定の事象や状況」が、何を指しているのかを考察する。その上で、第2節では、関係する開示規定、及び監査基準を踏まえると、企業会計審議会（2009）の「監査基準の改訂について」の「一 経緯」に見られる「一定の事象や状況」は、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」を指している、と解釈できることを示す。

続く第3節では、この「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」との関係で、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、何を意味しているのかを考察する。その考察に当たって、第3節では、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」が、(1): 経営計画や対応策といった、経営者による「経営上の対応」によって、「解消」、あるいは「緩和」され得る、「将来に発生する特定の事象」が示されていないところの「期末に存在している状況」と、(2): 「将来に発生する特定の事象」が示されているところの「期末に存在している状況」の2つに分けられることを指摘し、後者の(2)について、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、という解釈を示す。

この解釈を前提として、第4節では、本稿の1つ目の問題（上記①の問題）を考察し、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」については、第3節で示したように、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」と解釈できるものの、「（継続企業の前提に関する）重要な不確実性の影響」の意味も、「重要な不確実性の影響」を「財務諸表に反映していない」（又は「重要な不確実性の影響」は「財務諸表に反映されていない」）ということの意味もわからないことを示す。また、第4節では、本稿の2つ目の問題（上記②の問題）を考察し、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、[1]: 経営者が当期の財務諸表に注記を行う上で、及び [2]: 「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断してい

る監査人が、その対応を決定する上で、当期の財務諸表との関係で問題にされている「重要な不確実性の影響」を、「財務諸表に与える影響」として考慮する余地はないことを示す。

この結果を受けて、第5節では、次の問題を考察する。まず1つ目は、(1): 監査委員会報告第74号（日本公認会計士協会（2009b））の「7. 継続企業の前提に関する注記」において、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」に、「財務諸表に注記」する事項として示されている、「④ 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」のうち、「当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」を除いた前半部分の記述、即ち、「財務諸表は継続企業を前提として作成されている」旨の記述を、財務諸表の注記に記載する余地はあるのか、という問題である。そして2つ目は、(2): 監査基準委員会報告書第22号（日本公認会計士協会（2009a））の21項において、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合」に、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であり、かつ、継続企業の前提に関する事項の注記が適切であると判断したとき」に、「追記情報」として記載することが監査人に求められている、「(4) 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」のうち、「当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」を除いた前半部分の記述、即ち、「財務諸表は継続企業を前提として作成されている」旨の記述を、「追記情報」として監査報告書に記載する余地はあるのか、という問題である。

この2つの問題について、第5節では、株式会社プライムの2009年連結財務諸表の注記に見られる「連結財務諸表は、上記の事業計画及び追加資金調達が行われる前提のもと、継続企業を前提として作成しており」という記述から示唆を得て、「事業計画及び追加資金調達の実行」という「特定の将来事象（特定の、「将来に発生する事象」）」を特に明示した上で、「継続企業の前提が疑わしい」状況に対する、経営計画や対応策といった、経営者による「経営上の対応」がもたらす「特定の将来事象の結果」を前提として（条件として）、「財務

諸表が継続企業を前提として作成されている」旨の記述を、財務諸表の注記に記載する余地があり、また、監査報告書の「追記情報」として記載する余地があることを指摘する。そして、最後の第6節では、本稿の結論、貢献、今後の課題を示す。

## 2. 企業会計審議会（2009）の「監査基準の改訂について」の「一 経緯」に見られる「一定の事象や状況」の意味

前節で示した現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」には、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」という記述が見られた。この監査基準を理解するためには、この「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味を理解する必要があるが、それを理解するに当たって、まず、企業会計審議会（2009）の「監査基準の改訂について」の「一 経緯」を見てみよう（〔制度2-1〕）。この〔制度2-1〕に注目するのは、(1)：そこに見られる「一定の事象や状況」が、「継続企業の前提に関する不確実性」の意味を理解するための手がかりになることが期待されるからであり、また、(2)：この〔制度2-1〕が、2009年改訂監査基準及び関連実務指針に反映されている、と考えられるからである。

### 〔制度2-1〕 一経緯

「近時の企業業績の急激な悪化に伴い、（四半期）財務諸表に継続企業の前提に関する注記や監査報告書に追記情報が付される企業が増加しているが、その背景として、継続企業の前提に関する注記の開示を規定している財務諸表等規則等やその監査を規定する監査基準において、一定の事象や状況が存在すれば直ちに継続企業の前提に関する注記及び追記情報の記載を要するとの規定となっているとの理解がなされ、一定の事実の存在により画一的に当該注記を行う実務となっているとの指摘がある。また、それらの規定や実務は国際的な基準とも必ずしも整合的でないとも指摘されている。

こうしたことから、当審議会は、平成21年3月、監査部会において、投資者に



より有用な情報を提供する等との観点から検討を行い、一定の事象や状況が存在すれば直ちに継続企業の前提に関する注記を要するとともに追記情報の対象と理解される現行の規定を改め、これらの事象や状況に対する経営者の対応策等を勘案してもなお、継続企業の前提に関する重要な不確実性がある場合に、適切な注記がなされているかどうかを監査人が判断することとした。当審議会では、これらを取り入れた公開草案を公表し広く意見を求め、寄せられた意見を参考にしつつ、更に審議を行い、公開草案の内容を一部修正して、これを「監査基準の改訂に関する意見書」として公表することとした。今回の監査基準の改訂により、継続企業の前提に関する監査実務の国際的な調和を図ることができるものと考えられる。」(傍線筆者)

そこで以下では、この〔制度2-1〕の内容を分析するが、それに当たって、まず、次の問題を解決する必要がある。それは、この〔制度2-1〕に見られる、①：「継続企業の前提に関する注記の開示を規定している財務諸表等規則等やその監査を規定する監査基準において、一定の事象や状況が存在すれば直ちに継続企業の前提に関する注記及び追記情報の記載を要するとの規定となっているとの理解がなされ」(傍線筆者)という記述、及び②：「一定の事象や状況が存在すれば直ちに継続企業の前提に関する注記を要するとともに追記情報の対象と理解される現行の規定」(傍線筆者)という記述の中の、「一定の事象や状況」が、何を指しているのか、という問題である。

この問題を考える上で、〔制度2-1〕中の「継続企業の前提に関する注記の開示を規定している財務諸表等規則等やその監査を規定する監査基準」という記述に注目すると、ここでの「財務諸表等規則等」には、内容から見て、「継続企業の前提に関する注記の開示」を規定していると解釈できる、2002年改訂監査基準公表後に改正された、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下、「財務諸表等規則」とする)(2002年10月18日改正)の第8条の14を含めることができる<sup>6)</sup>。ここで、〔制度2-1〕中の「一定の事象や状況」

6) 「財務諸表等規則」の第8条の14の内容については、坂柳(2014, 79-80)に示した〔制度2-3〕を参照。また、財務諸表等規則第8条の14の内容は、「財務諸表等規則」(2006年4月28日改正)第8条の27にも見られる。なお、「連結財務諸表の

という記述に見られる「事象」及び「状況」との関係では、「財務諸表等規則」の第8条の14には、「会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」という記述が見られる。また、この「財務諸表等規則」の第8条の14を参照している、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について」（以下、「財務諸表等規則ガイドライン」とする）（2002年10月18日改正）の「8の14-2」では、「事象」及び「状況」との関係で、次のように記されている（〔制度2-2〕<sup>7)</sup>）。

〔制度2-2〕—財務諸表等規則ガイドライン、8の14-2

「規則第八条の十四に規定する継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況については、監査基準にいう継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況をいうものとし、同条に掲げる事象又は状況の他、売上高の著しい減少、継続的な営業損失の発生、継続的な営業キャッシュ・フローのマイナス、重要な債務の返済の困難性、新たな資金調達が困難な状況、取引先からの与信の拒絶、事業の継続に不可欠な重要な資産の毀損又は喪失若しくは権利の失効、重要な市場又は取引先の喪失、巨額の損害賠償の履行、法令等に基づく事業の制約等が含まれることに留意する。なお、これらの事象又は状況が複合して、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況となる場合もあることに留意する。」（傍線筆者）

まず、この〔制度2-2〕に見られる「同条に掲げる事象又は状況」については、「規則第八条の十四」、即ち、「財務諸表等規則」の第8条の14では、「債務超過等財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性」が

用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、「連結財務諸表規則」とする）（2002年10月18日改正）の第15条の9では、財務諸表等規則第8条の14の規定を連結財務諸表提出会社について準用する旨が示されている。

7) 〔制度2-2〕と同様の内容は、「財務諸表等規則ガイドライン」（2006年5月1日改正）の「8の27-2」にも見られる。



明示されている。また、[制度2-2]では、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」として、「売上高の著しい減少」、「継続的な営業損失の発生」、「重要な債務の返済の困難性」、「新たな資金調達が困難な状況」等が示されている。

一方、[制度2-2]では、「規則第八条の十四」に規定する「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」については、「監査基準という継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」をいう旨が記されているが、ここでの「監査基準」について、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」という記述が見られる2002年改訂監査基準の規定は、(1):「第三実施基準 二 監査計画の策定 5」([制度2-3](1))<sup>8)</sup>、(2):「第三実施基準 三 監査の実施 5」([制度2-3](2))<sup>9)</sup>、(3):「第四報告基準 六 継続企業の前提 3」([制度2-3](3))である。このうち、[制度2-3](1)では、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」として、「財務指標の悪化の傾向」、「財政破綻の可能性」が示されている。

**[制度2-3] —2002年改訂監査基準 第三実施基準 二 監査計画の策定 5, 2002年改訂監査基準 第三実施基準 三 監査の実施 5, 2002年改訂監査基準 第四報告基準 六 継続企業の前提 3**

(1):「監査人は、監査計画の策定に当たって、財務指標の悪化の傾向、財政破綻の可能性その他継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の有無を確かめなければならない。」(傍線筆者)

(2):「監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該疑義に関して合理的な期間について経営者が行った評価、当該疑義を解消させるための対応及び経営計画等の合理性を検討しなければならない。」(傍線筆者)

8) 2005年改訂監査基準の「第三実施基準 二 監査計画の策定 7」の内容は、本稿の[制度2-3](1)の内容と同じである。

9) 2005年改訂監査基準の「第三実施基準 三 監査の実施 7」の内容は、本稿の[制度2-3](2)の内容と同じである。

(3):「監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在している場合において、経営者がその疑義を解消させるための合理的な経営計画等を提示しないときには、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。」(傍線筆者)

他方、[制度2-1]中の「継続企業の前提に関する注記の開示を規定している財務諸表等規則等」の「等」に注目すると、「継続企業の前提に関する注記の開示を規定」している指針としては、監査委員会報告第74号(日本公認会計士協会(2002b))が考えられる。その監査委員会報告第74号の「3. 継続企業の前提の評価と開示」では、次のように記されており([制度2-4]),「財務諸表等規則」の第8条の14と同様に、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」という記述が見られる。また、この「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」について、日本公認会計士協会(2002b)の「4. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」では、以下の項目が示されている([制度2-5])<sup>10)</sup>。

10) 日本公認会計士協会(2002a)の4項にも、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」の例が挙げられている。その例として、(1):「<財務指標関係>」については、「売上高の著しい減少」、「重要な営業損失、経常損失又は当期純損失の計上」等が挙げられている。また、(2):「<財務活動関係>」については、「営業債務の返済の困難性」、「借入金の返済条項履行の困難性」等が挙げられており、(3):「<営業活動関係>」については、「主要な仕入先からの与信又は取引継続の拒絶」、「主要な市場又は得意先の喪失」等が挙げられている。そして、(4):「<その他>」については、「巨額な損害賠償金の負担の可能性」、「ブランド・イメージの著しい悪化」が挙げられている。

このような、日本公認会計士協会(2002a)の4項で挙げられている「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」の例は、日本公認会計士協会(2003a)の4項では削除されている。その上で、日本公認会計士協会(2003a)の4項では、次のように記されている。

「経営者及び監査人の検討対象となる継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の例示項目については、監査委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」(平成14年11月6日)の第4項に示されているとおりであるが、…」(傍線筆者)

このように、日本公認会計士協会(2003a)の4項は、日本公認会計士協会(2002a)

〔制度2-4〕 一日本公認会計士協会（2002b）， 3. 継続企業の前提の評価と開示

「…経営者は、継続企業の前提に関する評価の結果、期末において、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在し、その解消又は大幅な改善に重要な不確実性が残ることにより継続企業の前提に重要な疑義が存在すると認識したときは、当該疑義に関する事項を財務諸表に注記することが必要となる。」

（傍線筆者）

〔制度2-5〕 一日本公認会計士協会（2002b）， 4. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

「<財務指標関係>

- ・ 売上高の著しい減少
- ・ 継続的な営業損失の発生又は営業キャッシュ・フローのマイナス
- ・ 重要な営業損失、経常損失又は当期純損失の計上
- ・ 重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの計上
- ・ 債務超過

<財務活動関係>

- ・ 営業債務の返済の困難性
- ・ 借入金の返済条項の不履行や履行の困難性
- ・ 社債等の償還の困難性
- ・ 新たな資金調達の困難性
- ・ 債務免除の要請
- ・ 売却を予定している重要な資産の処分の困難性
- ・ 配当優先株式に対する配当の延滞又は中止

<営業活動関係>

- ・ 主要な仕入先からの与信又は取引継続の拒絶
- ・ 重要な市場又は得意先の喪失
- ・ 事業活動に不可欠な重要な権利の失効

の4項のように、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」を例示するのではなく、「監査委員会報告第74号…の第4項に示されているとおりであるが」という形で、それらが監査委員会報告第74号（日本公認会計士協会（2002b））に示されている旨を記すに留めている。この監査委員会報告第74号で例示されている「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」については、本文に示した〔制度2-5〕を参照。

- ・ 事業活動に不可欠な人材の流出
- ・ 事業活動に不可欠な重要な資産の毀損、喪失又は処分
- ・ 法令に基づく重要な事業の制約

<その他>

- ・ 巨額な損害賠償金の負担の可能性
- ・ ブランド・イメージの著しい悪化」(傍線筆者)

このように、これまで示してきた〔制度2-2〕～〔制度2-5〕を踏まえると、〔制度2-1〕では「一定の事象や状況」としか記されていないが、この「一定の事象や状況」は、「事象」及び「状況」という記述に注目すると、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」を指している、と解釈できる。

〔制度2-1〕中の「一定の事象や状況」を、このように解釈する場合には、「継続企業の前提に関する注記の開示を規定している財務諸表等規則等やその監査を規定する監査基準において」、「一定の事象や状況」、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」が「存在すれば直ちに継続企業の前提に関する注記及び追記情報の記載を要するとの規定となっているとの理解がなされ」(〔制度2-1〕)(傍線筆者)との記述について、次のことが言える。

それは、(1):〔制度2-1〕中の「存在すれば直ちに継続企業の前提に関する注記…を要するとの規定」については、「財務諸表等規則」の第8条の14に見られる、「会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない」(傍線筆者)という形で、「次の各号に掲げる事項を注記」することを経営者に求める規定、及び関係する開示規定が想定された上で、「一定の事象や状況」、即ち、本節で解釈したところの「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」が「存在すれば直ちに継続企業の前提に関する注記…を要する」との記述がなされたと推察される、ということである<sup>11)</sup>。また、(2):〔制度2-1〕中の「存在すれば直ちに継

11) また、経営者に求められる注記について、(1):日本公認会計士協会(2002b)の「3.

継続企業の前提に関する注記及び追記情報の記載を要するとの規定となっている」(傍線筆者)という記述のうち、「追記情報の記載を要する」との記述については、次のことが言える。

①：1つ目は、「継続企業の前提に関する注記の開示を規定している財務諸表等規則等やその監査を規定する監査基準において」([制度2-1]) (傍線筆者)という記述に見られる「監査基準」のうち、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、「追記情報の記載」を監査人に求める「監査基準」は、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」という記述は見られないものの、「重要な疑義に関する事項について監査報告書に追記」という記述が示されている。坂柳(2014, 71)で示した2002年改訂監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」を指していると解釈できる、ということである。②：そして2つ目は、この2002年改訂監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」では、「継続企業の前提に重要な疑義が認められる」状況が問題になっているが、この状況は、監査基準で踏まえられたと考えられる、企業会計審議会(2002)の「監査基準の改訂について」の「三 主な改訂点とその考え方 6 継続企業の前提について(3) 継続企業の前提に関わる開示」<sup>12)</sup>で示されている「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況」—例えば、「売上の著しい減少」等の「財務指標の悪化の傾向」や、「重要な債務の不履行や返済の困難性」等の「財政破綻の可能性」—によって生じる、と捉えられた上で、[制度2-1]では、「一定の事象や状況」、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる

---

継続企業の前提の評価と開示」([制度2-4])では、「継続企業の前提に重要な疑義が存在すると認識したときは、当該疑義に関する事項を財務諸表に注記することが必要となる」とされており、(2)：日本公認会計士協会(2002b)の「6. 継続企業の前提に関する注記」(坂柳(2014, 80)に示した[制度2-4]を参照)では、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該疑義に係る事項として、以下の事項を財務諸表に注記する」とされている。

12) 企業会計審議会(2002)の「監査基準の改訂について」の「三 主な改訂点とその考え方 6 継続企業の前提について(3) 継続企業の前提に関わる開示」の内容については、坂柳(2014, 79)に示した[制度2-2]を参照。

事象又は状況」が「存在すれば直ちに…追記情報の記載を要する」との記述がなされたと推察される、ということである。

### 3. 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味

前節の考察の結果、[制度2-1]中の「一定の事象や状況」は、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」を指していることが理解できる。本節では、このことを踏まえた上で、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、何を意味しているのかを考察するが、この「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、[制度2-1]では、「これらの事象や状況に対する経営者の対応策等を勘案してもなお、継続企業の前提に関する重要な不確実性がある場合に、適切な注記がなされているかどうかを監査人が判断することとした」（傍線筆者）という記述の中に見られる。

この記述に見られる「これらの事象や状況」とは、文の前後の関係を踏まえると、[制度2-1]中の「直ちに継続企業の前提に関する注記を要するとともに追記情報の対象と理解される現行の規定」上で問題になるところの「一定の事象や状況」、即ち、本稿で解釈したところの「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」を指す、と考えられる。[制度2-1]では、「これらの事象や状況」、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に対する「経営者の対応策等を勘案しても」、なお「ある」ものとして、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が想定されていることがわかる。

一方、ここでの「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」の中でも、「将来に発生する特定の事象」が示されていないところの「期末に存在している状況」、例えば、「債務超過」に対して、(1):日本公認会計士協会(2002b)の「参考文例」中の「〔連結財務諸表注記 文例1〕」([制度3-1](1))では、そのような「債務超過」を「解消」するために経営者が作成した「計画」、即ち、「〇〇株式会社」に対する「〇〇億円の第三者割当て増資」が考えられている。また、(2):日本公認会計士協会(2002b)の「参考文例」中の「〔連



結財務諸表注記 文例2」] ([制度3-1] (2)) では、「〇〇株式会社」との「フランチャイズ契約」について、「期末時点では来期以降の契約更新が行われておりません」という記述があり、このような「契約更新」が行われていない状況に対して、「〇〇株式会社との契約更新の交渉を継続」という形の「経営上の対応」や、「〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降」に、「〇〇株式会社の競合会社である△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉を開始する予定」という形の「経営上の対応」が考えられている。そして、(3): 日本公認会計士協会 (2002b) の「参考文例」中の「[財務諸表注記 文例3]」 ([制度3-1] (3)) では、①: 「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上」している状況、及び②: 「当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」いる状況に対して、「不採算部門の〇〇事業からの撤退を〇年〇月を目途に計画して」という形の「計画」が考えられている。

#### 【制度3-1】—日本公認会計士協会 (2002b), 参考文例

(1): 「[連結財務諸表注記 文例1]

当グループは、当連結会計年度において、〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になっています。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、〇〇株式会社に対し〇〇億円の第三者割当て増資を平成〇年〇月を目途に計画していますが、先方からの回答期日は平成〇年〇月〇日になっております。また、主力金融機関に対しては〇〇億円の債務免除を要請しており、平成〇年〇月〇日に実行される予定になっています。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していません。」(傍線筆者)

(2): 「[連結財務諸表注記 文例2]

当グループは、〇〇株式会社とフランチャイズ契約を締結しています。当連結会計年度における当該フランチャイズ契約関連の売上高は〇〇百万円であり、売上高全体の〇〇%を占めています。しかし、期末時点では来期以降の契約更新が行われておりません。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、〇〇株式会社との契約更新の交渉を継続していますが、この契約更新の交渉期限は平成〇年〇月となっています。なお、この〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降には、〇〇株式会社の競合会社である△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉を開始する予定になっています。この新たなフランチャイズ契約の締結では、広告宣伝関連費用が前期〇%増加し、また、売上高は前期比〇%の減少が見込まれますが、来期の営業損益に与える影響は〇〇百万円と予想されます。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していません。」(傍線筆者)

(3): 「[財務諸表注記 文例3]

当社は、前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなっています。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。

当社は、当該状況を解消すべく、不採算部門の〇〇事業からの撤退を〇年〇月を目途に計画しています。この計画の中では、当該事業に関わる設備を売却するとともに、早期退職制度の導入により〇〇名の人員削減を行い、併せて全社ベースで費用の〇%削減を行う予定です。また、主力金融機関との間で、新たに〇〇億円のコミットメント・ラインの設定を交渉しています。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していません。」(傍線筆者)

他方、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」については、先に述べたような、「将来に発生する特定の事象」が示されていないところの「期末に存在している状況」とは異なる状況を想定することができる。それは、例えば、(1): [制度2-2] 中の「重要な債務の返済の困難性」や「新たな資金調達が困難な状況」、そして、(2): [制度2-5] 中の、①: 「<財務活動関係>」に見られる「社債等の償還の困難性」、「売却を予定している重要な資産の処分の困難性」、及び②: 「<その他>」に見られる「巨額な損害賠償金の負担の可能性」は、その会社にとって、「期末に存在している状況」を示していると同時に、「重要な債務の返済」、「新たな資金調達」、「社債等の償還」、「売却を予定している重要な資産の処分」、そして「巨額な損害賠償金の負担」のような、「将来に発生する特定の事象」が示されている状況である。

このように、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」については、次の2つを想定することができる。[1]：1つ目の「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」は、先に述べたような、「将来に発生する特定の事象」が示されていないところの「期末に存在している状況」であり、その状況は、経営計画や対応策といった、経営者による「経営上の対応」によって、「解消」（[制度3-1]（1）～（3）を参照）、あるいは「緩和」され得る。また、[2]：2つ目の「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」は、「将来に発生する特定の事象」が示されているところの「期末に存在している状況」である。

このうち、上記の [2]、即ち、「将来に発生する特定の事象が示されている、期末に存在している状況」に注目すると、先に例示した「将来に発生する特定の事象」について言えば、(1)：「重要な債務の返済」ができないこと、(2)：「新たな資金調達」ができないこと、(3)：「社債等の償還」ができないこと、(4)：「売却を予定している重要な資産の処分」ができないこと、(5)：「巨額な損害賠償金」を負担することが、—このような事象が、複数あることもある—「会社の事業の継続に影響を与えること」が想定できる。そうすると、①：期末時点においては、「将来に発生する事象の結果が決定されていない」という意味の「不確実な」状況があり、②：前節で示した [制度2-1] や、本稿において想定する意味があるのは、将来に特定の事象が発生する可能性（確率）が低くはなく、一定程度以上ある状況であることを考慮し、③：例えば、上の(1)～(5)で示したような特定の事象が、「会社の事業の継続に影響を与えること」を想定すると、[制度2-1]に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」<sup>13)</sup>を指している、と解釈することができる<sup>14)</sup>。

13) ここでの「影響」には、「金額的に重要な影響」という意味を含めている。また、「事象」については、日本公認会計士協会（2011a）の「付録2：用語集」にある「不確実性」、即ち、「将来の帰結が企業の直接的な影響が及ばない将来の行為や事象に依存し、財務諸表に影響を及ぼす可能性がある状況」（傍線筆者）に見られる「企

ここで、次のことが問題になる。それは、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」と解釈したところの、[制度2-1]に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」と、[1]：前節で示した[制度2-4]、及び[2]：以下に示す企業会計審議会(2002)の「監査基準の改訂について」の「三 主な改訂点とその考え方 6 継続企業の前提について(2) 監査上の判断の枠組み」([制度3-2])に見られる「重要な不確実性」が、同じ意味を表しているのか、という問題である。

**[制度3-2] 一三 主な改訂点とその考え方 6 継続企業の前提について(2) 監査上の判断の枠組み**

「監査人による継続企業の前提に関する検討は、経営者による継続企業の前提に関する評価を踏まえて行われるものである。具体的には、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況の有無、合理的な期間(少なくとも決算日から1年間)について経営者が行った評価、当該事象等を解消あるいは大幅に改善させるための経営者の対応及び経営計画について検討する。

その結果、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況が存在し、当該事象等の解消や大幅な改善に重要な不確実性が残るため、継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合には、その疑義に関わる事項が財務諸表において適切に開示されていれば(他に除外すべき事項がない場合には)無限定適正意見を表明し、それらの開示が適切でなければ除外事項を付した限定付適正意見を表明するか又は不適正意見を表明する。…」(傍線筆者)

業の直接的な影響が及ばない」ものを想定している。

- 14) 本稿では、「特定の事象が将来に発生する可能性」については、(1)：日本公認会計士協会(2011b)の5項の「事象又は状況若しくはその結果の発生が将来になるほど、当該事象又は状況の結果の不確実性は著しく高くなる」(傍線筆者)に見られるような、「事象又は状況若しくはその結果の発生が将来になる」ほど「著しく高くなる」ものとは考えていないし、(2)：同A13項の「事象又は状況の発生が将来になるほど、その事象又は状況の結果の不確実性の程度は高くなる」(傍線筆者)に見られるような、「事象又は状況の発生が将来になる」ほど「高くなる」ものとも考えていない。

この〔制度3-2〕によると、監査人は、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況の有無、合理的な期間…について経営者が行った評価、当該事象等を解消あるいは大幅に改善させるための経営者の対応及び経営計画について検討する」が、その結果として、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況が存在し、当該事象等の解消や大幅な改善に重要な不確実性が残る」（傍線筆者）場合に、問題になる「重要な不確実性」は、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況」を指しているところの「当該事象等」の「解消や大幅な改善」についての「重要な不確実性」である。また、前節で示した〔制度2-4〕で問題になっている「重要な不確実性」も、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在し、その解消又は大幅な改善に重要な不確実性が残る」（傍線筆者）という記述に見られるように、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」の「解消又は大幅な改善」についての「重要な不確実性」である。

ここでは、「解消させる」又は「大幅に改善させる」の意味が問題になる。まず、(1)：ここでの「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は（や）状況」を「解消させる」又は「大幅に改善させる」ことが、経営計画や対応策といった、経営者による「経営上の対応」によって、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性（確率）」が十分に低くなることを指している、と解釈し、かつ、(2)：このような「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性」が十分には低くならないことが想定された上で、前節で示した〔制度2-4〕及び〔制度3-2〕において、「重要な不確実性が残る」と記述されている、と解釈するのであれば、次の2つのことが言える。

①：まず、1つ目は、〔制度2-4〕や〔制度3-2〕において、「残る」と考えられているところの「重要な不確実性」は、「経営者による経営上の対応によって、会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が十分には低くならない状況」と解釈できる、ということである。②：また、2つ目は、この「重要な不確実性」は、経営者による「経営上の対応」によって、

「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性」が低くならない、という形で、そのような「経営上の対応」によって生じる効果に焦点を当てている、ということである。この②を踏まえると、ここでの「重要な不確実性」は、特に経営者による「経営上の対応」によって生じる効果を考慮していない—より具体的には、「経営上の対応」による「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は（や）状況」の「解消又は（や）大幅な改善」という点を考慮していない—ところの「継続企業の前提に関する重要な不確実性」、即ち、本稿で「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」と解釈したところの「継続企業の前提に関する重要な不確実性」とは、意味が異なることがわかる。

もっとも、「経営者による経営上の対応によって、会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が十分には低くならない状況」と解釈できる「重要な不確実性」を、「継続企業の前提が疑わしい」状況における監査人の対応がどうなるのかを議論する上で考慮するにしても、経営者による「経営上の対応」によって生じる効果を考慮した結果として、やはり問題になるのは、期末時点において、経営者と監査人が共に直面している「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」、即ち、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」である。その意味では、「経営者による経営上の対応によって、会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が十分には低くならない状況」と解釈できる「重要な不確実性」は、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」と本稿で解釈したところの、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の中に、概念としては含まれることになる。



#### 4. 「(継続企業の前提に関する) 重要な不確実性の影響」を注記及び監査報告書に記載しないことの合理性

そうすると、「重要な不確実性」を議論の上で取り上げるにしても、「継続企業の前提が疑わしい」状況における監査人の対応がどうなるのかを議論する上で、考慮する必要があるのは、結局のところ、期末時点で経営者と監査人が共に直面している、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を意味する「継続企業の前提に関する重要な不確実性」であることがわかる。このような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、2009年改訂監査基準や、以下に示す「継続企業の前提が疑わしい場合」に適用される開示規定、そして監査上の実務指針にも反映されていることを前提にした上で、まず、以下の「財務諸表等規則」(2009年4月20日改正)の第8条の27 ([制度4-1])<sup>15)</sup>を見てみよう。

##### [制度4-1] 一財務諸表等規則、第8条の27

「貸借対照表日において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提(以下「継続企業の前提」という。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、貸借対照表日後において、当該重要な不確実性が認められなくなつた場合は、注記することを要しない。

- 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 二 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- 三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- 四 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別」(傍線筆者)

この[制度4-1]では、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認めら

15) 「連結財務諸表規則」(2009年7月8日改正)の第15条の22では、財務諸表等規則第8条の27の規定を連結財務諸表提出会社について準用する旨が示されている。

れるとき」に、「注記しなければならない」事項として、「四 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別」が規定されており、以下に示す日本公認会計士協会（2009b）の「7. 継続企業の前提に関する注記」（〔制度4-2〕）では、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」に、「財務諸表に注記」する事項として、「④ 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」が示されている。また、日本公認会計士協会（2009b）が示している、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる場合の注記を行う際の「参考文例」は、〔制度4-2〕の①～④の記載内容を踏まえる形で、「〔連結財務諸表注記 文例1〕」（〔制度4-3〕（1））、「〔連結財務諸表注記 文例2〕」（〔制度4-3〕（2））、「〔財務諸表注記 文例3〕」（〔制度4-3〕（3））に示されているが、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる場合に、この〔制度4-3〕（1）～（2）では、「連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません」との記述が見られ、〔制度4-3〕（3）では、「財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していません」との記述が見られる。

〔制度4-2〕 日本公認会計士協会（2009b），7. 継続企業の前提に関する注記

「継続企業の前提が適切であるかどうかを総合的に評価した結果、貸借対照表日において、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、継続企業の前提に関する事項として、以下の事項を財務諸表に注記する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」（傍線筆者）

【制度4-3】 一日本公認会計士協会（2009b）、参考文例

(1): 「連結財務諸表注記 文例1」

当グループは、当連結会計年度において、〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になっています。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、〇〇株式会社に対し〇〇億円の第三者割当て増資を平成〇年〇月を日途に計画しています。また、主力金融機関に対しては〇〇億円の債務免除を要請しております。

しかし、これらの対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません。」（傍線筆者）

(2): 「連結財務諸表注記 文例2」

当グループは、〇〇株式会社とフランチャイズ契約を締結しています。当連結会計年度における当該フランチャイズ契約関連の売上高は〇〇百万円であり、売上高全体の〇〇%を占めています。しかし、期末時点では来期以降の契約更新が行われておりません。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、〇〇株式会社との契約更新の交渉を継続していますが、この契約更新の交渉期限は平成〇年〇月となっています。なお、この〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降には、〇〇株式会社の競合会社である△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉を開始する予定になっています。

しかし、これらの対応策に関する先方との最終的な合意が得られていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません。」（傍線筆者）

(3): 「財務諸表注記 文例3」

当社は、前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなっています。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

当社は、当該状況を解消し又は改善すべく、不採算部門の〇〇事業からの撤退を〇年〇月を日途に計画しています。この計画の中では、当該事業に関わる設備

を売却するとともに、早期退職制度の導入により〇〇名の人員削減を行い、併せて全社ベースで費用の〇%削減を行う予定です。また、主力金融機関との間で、新たに〇〇億円のコミットメント・ラインの設定を交渉しています。

しかし、これらの対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していません。」(傍線筆者)

他方、監査人にとっての実務指針である日本公認会計士協会(2009a)の21項では、次のように記されている([制度4-4])。そこでは、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合」に、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であり、かつ、継続企業の前提に関する事項の注記が適切であると判断したとき」に、「(4)財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」を「追記情報」として記載することが、監査人に求められている。

#### [制度4-4] 一日本公認会計士協会(2009a), 21項

「監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断し、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策を講じてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であり、かつ、継続企業の前提に関する事項の注記が適切であると判断したときは、無限定適正意見を表明し、監査報告書に追記情報として次の事項を記載する。

- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する旨及びその内容
- (2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- (3) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- (4) 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨

なお、(2)の対応策及び(3)のうち継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由については、内容を記載する方法に代え、財務諸表における該当部分を参照する方法によることができる。」(傍線筆者)

また、この[制度4-4]で規定されている(1)~(4)の記載内容を踏まえる形で、日本公認会計士協会（2009c）の「Ⅲ 金融商品取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書 (1) 連結財務諸表に関する監査報告書」の「④ 継続企業の前提 (イ) 追記情報の内容」(※)は、次のように示している（[制度4-5] (1)）。この [制度4-5] (1)中の「(注) bの対応策及びcのうち…」以下の記述と対応するように、※では、「(継続企業の前提に関する追記情報の文例1)」（[制度4-5] (2)）、及び「(継続企業の前提に関する追記情報の文例2：対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について、財務諸表における該当部分を参照する方法）」（[制度4-5] (3)）が示されており、[制度4-5] (1)は、「継続企業の前提について追記情報を記載する場合」に、「d 連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していない旨」を「監査報告書に記載」するように、監査人に求めている<sup>16)</sup>。そして、[制度4-5] (2)~(3)の中の、継続企業の前提に関する「追記情報」の文例では、「重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない」という記述が見られる。

---

16) 日本公認会計士協会（2003b）の「Ⅲ 証券取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書 (1) 連結財務諸表に関する監査報告書」の「④ 継続企業の前提 (イ) 追記情報の内容」では、次のように記されている。そこでは、[制度4-5] (1)の「(注) bの対応策及びcのうち…」以下の記述に見られるような、「内容を記載する方法」と「財務諸表における該当部分を参照する方法」が、区別されていない。

「継続企業の前提について追記情報を記載する場合には、次の事項を監査報告書に記載しなければならない。

- a 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の内容
- b 継続企業の前提に重要な疑義が存在する旨
- c 当該事象又は状況に対する経営計画等が注記されている旨
- d 連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映していない旨」

[制度4-5] 一日本公認会計士協会(2009c),「Ⅲ 金融商品引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書(1) 連結財務諸表に関する監査報告書」, (継続企業の前提に関する追記情報の文例1~2)

(1): 「継続企業の前提について追記情報を記載する場合には, 次の事項を監査報告書に記載しなければならない。

- a 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する旨及びその内容
- b 当該事象又は状況を解消し, 又は改善するための対応策
- c 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- d 連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており, 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していない旨

(注) bの対応策及びcのうち継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由については, 内容を記載する方法に代え, 財務諸表における該当部分を参照する方法によることができる。」(傍線筆者)

(2): 「追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり, 会社は・・・の状況にあり, 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況を解消し, 又は改善するため・・・をしてもなお・・・のため, 現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており, このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。」((継続企業の前提に関する追記情報の文例1))

(傍線筆者)

(3): 「追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり, 会社は・・・の状況にあり, 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており, 現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお, 当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており, このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。」((継続企業の前提に関する追記情報の文例2: 対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について, 財務諸表における該当部分を参照する方法)) (傍線筆者)



ここで、次の問題が生じる。1つ目は、(1): 当期の財務諸表との関係で問題にされているところの、本節で示してきた [制度4-1] ~ [制度4-3], 及び [制度4-4] ~ [制度4-5] (1)~(3)に見られる「重要な不確実性の影響」が、何を意味しているのか、という問題である。また、2つ目は、(2): 「重要な不確実性の影響」を「財務諸表に反映していない」(又は「重要な不確実性の影響」は「財務諸表に反映されていない」)とは、どのようなことを意味しているのか、という問題である<sup>17)</sup>。

①: まず、ここでは、「将来に発生する損失」が多額であること、あるいは「将来に回収される資産」が少額であることが、その会社の事業の継続を危うくする原因となる場合を想定した上で、本稿で問題にしている「重要な不確実性の影響」を、坂柳(2014, 82)の[主張A]で示したように、「その会社の事業の継続を危うくする原因となる将来に発生する事象が、当期の財務諸表に反映されるかどうかの問題になる場合の、その事象が生じさせる金額の影響」と解釈できるかどうかの問題になる。ここで、この「その会社の事業の継続を危うくする原因となる将来に発生する事象が、当期の財務諸表に反映されるかどうかの問題になる場合の、その事象が生じさせる金額の影響」については、「特定の将来事象(特定の、「将来に発生する事象」)」が問題になっているので、そのような「特定の将来事象」が当期の財務諸表に与える金額の影響を、「特定の将来事象」に言及しない形で、あえて「重要な不確実性の影響」と表現する必要はない、ということが言える。

②: また、同じく「将来に発生する損失」が多額であること、あるいは「将来に回収される資産」が少額であることが、その会社の事業の継続を危うくする原因となる場合を想定した上で、「重要な不確実性の影響」を「財務諸表に

---

17) [制度4-1]に見られる「重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別」という記述に注目すると、(1): 「重要な不確実性の影響を財務諸表に反映している」ことがあるのか、(2): そのようなことがあるとして、それはどのような場合に起こるのか、また、そもそも(3): 「重要な不確実性の影響を財務諸表に反映している」とは、どのようなことを意味しているのか、という問題も生じる。

反映していない」(又は「重要な不確実性の影響」は「財務諸表に反映されていない」)ことを、坂柳(2014, 82)の[主張A]で示したように、「将来に発生する損失」、あるいは「将来に回収される資産」といった、「将来に発生する事象」についての「金額の合理的な見積もりができない」と解釈できるかどうか問題になる。この問題については、「特定の将来事象」の「金額の合理的な見積もりができない」という形で、問題になっている状況が特定されているので、特にその状況について、あえて「重要な不確実性の影響」を「財務諸表に反映していない」(又は「重要な不確実性の影響」は「財務諸表に反映されていない」)と表現する必要はない、ということが言える。

③：他方、本稿で取り上げている「重要な不確実性の影響」については、次のことも言える。それは、「重要な不確実性の影響」は、継続企業を前提として経営者が財務諸表を作成している状況で問題になる「影響」なので、そのような「重要な不確実性の影響」を、「財務諸表は継続企業を前提として作成されており、これを前提としない場合の影響を反映しておりません」という記述<sup>18)</sup>に見られるような、経営者が想定する必要がないところの「継続企業を前提としない場合の財務諸表に与える影響」と解釈することはできない、ということである。

それでは、(1)：本節で示してきたところの、「継続企業の前提が疑わしい場合」の開示規定([制度4-1]及び[制度4-2])、注記開示を行う際の文例([制度4-3])、及び監査人が「追記情報」として記載する事項([制度4-4]及び[制度4-5](1)~(3))に含まれる「(継続企業の前提に関する)重要な不確実性の影響」とは、具体的に何を意味しているのだろうか。また、(2)：当期の財務諸表との関係で問題にされている「重要な不確実性の影響」を「財務諸表に反映していない」(又は「重要な不確実性の影響」は「財務諸表に反映され

---

18)「財務諸表は継続企業を前提として作成されており、これを前提としない場合の影響を反映しておりません」という記述については、坂柳(2014, 87)に示したゴールドウイン開発株式会社の2005年個別財務諸表の注記(「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」)を参照。

ていない)とは、どのようなことを意味しているのだろうか。

上記の(1)について言えば、筆者は、「(継続企業の前提に関する)重要な不確実性の影響」の意味がわからない。よって、上記の(2)についての、「重要な不確実性の影響」を「財務諸表に反映していない」(又は「重要な不確実性の影響」は「財務諸表に反映されていない」ということの意味も、筆者にはわからない。

ここで指摘しておく必要があるのは、次の点である。それは、筆者は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味がわからないから、「(継続企業の前提に関する)重要な不確実性の影響」の意味がわからない。」と主張しているわけではない、ということである。第2節の[制度2-1]に見られた「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味については、前節で考察した結果、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」と解釈できた。このような形で、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味が理解できたとしても、当期の財務諸表との関係で問題にされている「(継続企業の前提に関する)重要な不確実性の影響」が、何を意味しているのかわからない、ということも、筆者は主張している。

「(継続企業の前提に関する)重要な不確実性の影響」が、何を意味しているのかわからないのであれば、意味がわからない表現を含んでいるところの、①:「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」に「当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別」を注記するように経営者に求める[制度4-1]や、②:「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」に、「当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」を「財務諸表に注記」することを求めている[制度4-2]、そして、③:「重要な不確実性の影響」という表現を、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる場合の注記を行う際の「参考文例」の中に示している[制度4-3](1)~(3)には、財務諸表の読み手の理解を困難にする点で、合理性はない。また、④:「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合」に、「追記情報」として、「当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」の記載を監査人に求める[制度4-4]や、⑤:「継続企業の前

提について追記情報を記載する場合」に、「追記情報」として、「当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していない旨」の記載を監査人に求める〔制度4-5〕(1),そして,⑥:「重要な不確実性の影響」という表現が「追記情報」の文例に示されている〔制度4-5〕(2)~(3)にも, 監査報告書の読み手の理解を困難にする点で, 合理性がないことがわかる。

以上の①~⑥を踏まえると, 次のことがわかる。それは, 「継続企業の前提が疑わしい」状況において, [1]: 経営者が当期の財務諸表に注記を行う上で, 及び [2]: 「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断している監査人が, その対応を決定する上で, 当期の財務諸表との関係で問題にされている「重要な不確実性の影響」を, 「財務諸表に与える影響」として考慮する余地はない, ということである。

## 5. 「財務諸表は継続企業を前提として作成されている」旨の記述を注記上及び監査報告書上に記載する余地

そうであれば, (1): [制度4-2] において, 「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」に, 「財務諸表に注記」する事項として示されている, 「④ 財務諸表は継続企業を前提として作成されており, 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」のうち, 「当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」を除いた前半部分の記述, 即ち, 「財務諸表は継続企業を前提として作成されている」旨の記述を, 財務諸表の注記に記載する余地はあるのだろうか<sup>19)</sup>。また, (2): [制度4-4] において, 「継

19) 本文で示した問題提起は, (1): 前節の〔制度4-3〕(1)~(3)に示した, 「継続企業の前提が疑わしい場合」の注記を行う際の「参考文例」に見られる, 「(連結)財務諸表は継続企業を前提として作成している」旨の記述, 及び(2): 日本公認会計士協会(2002b)の「6. 継続企業の前提に関する注記」(坂柳(2014, 80)に示した〔制度2-4〕を参照)に見られる, 「財務諸表は継続企業を前提として作成されている」旨の記述, そして, (3): 第3節の〔制度3-1〕(1)~(3)に示した, 「継続企業の前提が疑わしい場合」の注記を行う際の「参考文例」に見られる, 「(連結)財務諸表は継続企業を前提として作成している」旨の記述についても当てはまる。

続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合」に、「追記情報」として記載することが監査人に求められている、「(4) 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」のうち、「当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」を除いた前半部分の記述、即ち、「財務諸表は継続企業を前提として作成されている」旨の記述を、「追記情報」として監査報告書に記載する余地はあるのだろうか<sup>20)</sup>。これらの問題を考える上で、次の株式会社プライム（以下、「プライム」とする）の2009年連結財務諸表の注記（【継続企業の前提に関する注記】）を見てみよう（[事例5-1]<sup>21)</sup>。

#### [事例5-1] プライムの2009年連結財務諸表の注記

「当社グループは、前連結会計年度において1,169,191千円の営業損失を計上し、当連結会計年度においても1,785,079千円の営業損失を計上しております。また、当連結会計年度において2,847,192千円の当期純損失を計上した結果、純資産が807,097千円のマイナスと債務超過の状態となっております。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消すべく、3ヵ年事業計画を策定し、その遂行により重要な疑義は解消できるものと考えております。

20) 本文で示した問題提起は、(1)：前節の[制度4-5](1)に従って、「追記情報」として記載される、「連結財務諸表は継続企業を前提として作成されている」旨の記述、及び(2)：前節の[制度4-5](2)~(3)に示した「追記情報」の文例に見られる、「連結財務諸表は継続企業を前提として作成されている」旨の記述、そして、(3)：2009年の監査基準改訂前の監査上の実務指針に見られる、「(連結)財務諸表は継続企業を前提として作成されている」旨の記述についても当てはまる。

21) 企業会計審議会（2009）の「監査基準の改訂について」の「三 実施時期等 1」では、「改訂監査基準は、平成21年3月決算に係る財務諸表の監査から実施する。…」とされている。従って、2009年改訂監査基準及び関連実務指針は、プライムの財務諸表についての監査報告書の作成に当たっても、適用される。なお、プライムの財務諸表の注記及び監査報告書の事例は、eolより様々な検索用語を用いて試行錯誤しながら入手した。また、プライムの財務諸表の注記及び監査報告書の事例については、議論に必要な部分のみを示す。

#### ①媒体・ウェブ戦略の見直し

不採算長尺放送枠を大幅に削減し、媒体の効率化を推し進める一方で、地上波キー局（東名阪）中心の短尺スポット（90秒・60秒）運用に重点を移し大都市圏へプライムショッピングブランドと商品認知の向上を狙います。同時に短尺スポットによるウェブ・モバイルサイトへの誘導、サイトの露出拡大と機能改善を図り、ウェブ、モバイルによる受注の最大化を目指します。

#### ②勝ちパターンの商品開発プロセスの再構築

当社が今までに築いてきた顧客基盤200万人を顧客分析と最適プロモーションへ活用し、新商品の先行告知販売とフィードバックに基づく商品のブラッシュアップと番組制作を行い、勝ちパターンを十分認識した上での、当社の得意分野での商品開発を行います。

#### ③商品開発から営業販売へ至るまでの機能強化を目指した組織改革

本年7月、これまでのチャネル毎営業販売体制を見直し、商品開発機能の充実と、営業販売体制の強化を目指した組織改革を実施致しました。

これにより、商品企画力の機能を強化し、市場での商品展開から販売へ至るまでを一貫性を持って進める体制を整えます。

#### ④新たな収益モデルの確立

当社が保有する365.tvと言ったメディア・プラットフォームの活用や、大手流通事業者との間で有する良好な関係などに基づいた、新しい収益モデルの確立を急ぎます。これにより既存のメディア営業事業とホールセール事業による収益を補完し、商品に依存しない安全な収益基盤を獲得します。

#### ⑤資本・業務パートナーとの連携による新分野の開拓

大株主である伊藤忠商事、ベスト電器との協働による様々な新施策を今後も継続検討しております。ウェブプラットフォームの構築やインターネットTV事業へのコンテンツ提供、家電番組の制作、放送、また保険・旅行ビジネス等無形サービスのテレビショッピングでの取り組みに着手いたします。

財務面においては、第三者割当増資等による資金調達を行うことにより、自己資本の充実と安定した財務体質への転換を図ってまいります。

しかしながら、これらの対応策を進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は、上記の事業計画及び追加資金調達が実行される前提のもと、継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません。」（傍線筆者）

この〔事例5-1〕によると、「当社グループ」には「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」があり、そこでは、「当社グループは当該状



況を解消すべく、3ヵ年事業計画を策定」している旨が記されている。他方、[事例5-1]の内容を踏まえると、そこでの「3ヵ年事業計画」としては、「①媒体・ウェブ戦略の見直し」、「②勝ちパターンの商品開発プロセスの再構築」等が示されていると解釈でき、また、[事例5-1]には、「財務面においては、第三者割当増資等による資金調達を行うことにより、自己資本の充実と安定した財務体質への転換を図ってまいります」との記述もある。

ここでの「事業計画」と「資金調達」との関係で、[事例5-1]には、「連結財務諸表は、上記の事業計画及び追加資金調達が実行される前提のもと、継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません」という記述も見られる。ここでは、この記述の前半部分の記述、即ち、「連結財務諸表は、上記の事業計画及び追加資金調達が実行される前提のもと、継続企業を前提として作成しており」という記述の合理性が問題になるが、この記述は、「事業計画及び追加資金調達の実行」という「特定の将来事象」を特に明示した上で、「特定の将来事象の結果を前提として（条件として）、財務諸表が継続企業を前提として作成されている」ことを示す記述である。

「継続企業を前提とした財務諸表の作成」が、明示された「特定の将来事象の結果」を前提としていることを示しているこの記述は、会社の利害関係者が、投資等の様々な意思決定を行うに当たっての判断材料になり得る、という意味では、有用な情報である。そうであれば、「財務諸表は継続企業を前提として作成されている」旨の記述を、財務諸表の注記に記載する余地はあるのか、という本節で示した問題提起に対しては、「特定の将来事象の結果を前提として、財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨を記述する、という形で、財務諸表の注記に記載する余地がある、ということになる。

また、[事例5-1]から示唆を得た「特定の将来事象の結果を前提として、財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨の記述を踏まえると、次のことが言える。それは、「財務諸表に注記」される事項として、[制度4-2]で示されている、「④財務諸表は継続企業を前提として作成されて」いること

と、「② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策」の2つについては、「継続企業の前提が疑わしい」状況に対する、経営計画や対応策といった、経営者による「経営上の対応」がもたらす「特定の将来事象の結果」を前提として、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」状況（※）があり得るので、(1):「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」に「財務諸表に注記」する事項を示している〔制度4-2〕、及び(2):「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる場合の注記を行う際の「参考文例」を示している〔制度4-3〕(1)~(3)では想定されていないところの、上記の※の状況を注記に記載する、という選択肢が経営者に与えられる、ということである。

他方、プライムの2009年連結財務諸表についての監査報告書は、次の通りである（〔事例5-2〕）。この〔事例5-2〕では、「追記情報」において、「継続企業の前提に関する注記」が参照され、「継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」と記されている。

#### 〔事例5-2〕—プライムの2009年監査報告書

「当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プライム及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において1,169,191千円の営業損失を計上し、当連結会計年度においても1,785,079千円の営業損失を計上しており、また、当連結会計年度において2,847,192千円の当期純損失を計上した結果、807,097千円の債務超過となっていることにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由に

については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

…」(傍線筆者)

このような「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」状況のもとで、[事例5-2]では、経営者による「経営上の対応」については、「当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている」と記されている。他方、前節で示した[制度4-5](2)~(3)中の「追記情報」の文例と同様に、[事例5-1]に見られるような、「特定の将来事象の結果を前提として、財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨の記述は、[事例5-2]では見られない。

ここで、将来の監査制度設計に当たっては、(1):「継続企業の前提が疑わしい状況」や、(2):それに対する経営計画や対応策といった、経営者による「経営上の対応」、そして、(3):[事例5-1]に見られるような、「特定の将来事象の結果を前提として、財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨は、注記に開示されているので、この(1)~(3)を監査報告書に記載する必要はない、という考えは成立する。他方、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人は判断している場合に、[事例5-2]では示されていないものの、経営者と共に直面しているところの、「継続企業の前提が疑わしい」状況に対する、経営者による「経営上の対応」がもたらす「特定の将来事象の結果」を前提として、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」状況を、監査報告書の「追記情報」として記載する、という考えも成立する。従って、「財務諸表は継続企業を前提として作成されている」旨の記述を、「追記情報」として監査報告書に記載する余地はあるのか、という本節で示した問題提起に対しては、経営者と共に直面しているところの、「特定の将来事象の結果を前提として、財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨を記述する、という形で、監査報告書の「追記情報」として記載する余地がある、というこ

とになる。

結果として、「追記情報」として記載される事項のうち、[制度4-4]で示されている、「(4) 財務諸表は継続企業を前提として作成されて」いることと、「(2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策」の2つについては、次のことが言える。それは、「継続企業の前提が疑わしい」状況に対する、経営者による「経営上の対応」がもたらす「特定の将来事象の結果」を前提として、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」状況(※)があり得るので、①：監査人が「追記情報」として記載する事項を示した[制度4-4]及び[制度4-5](1)、そして、②：継続企業の前提に関する「追記情報」の文例を示している[制度4-5](2)~(3)では想定されていないところの、経営者と共に直面している上記※の状況を「追記情報」として記載する、という選択肢が監査人に与えられる、ということである。

## 6. 本稿の結論、貢献、今後の課題

本稿では、現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」において、「追記」の対象になるとされていた、「継続企業の前提に関する事項」との関係で、(1)：まず、2009年の監査基準改訂後の「継続企業の前提が疑わしい場合」に適用される開示規定や監査上の実務指針に見られるところの、「重要な不確実性の影響(を財務諸表に反映していない)」「又は「重要な不確実性の影響(は財務諸表に反映されていない)」が、何を意味しているのか、という問題を考察した。また、本稿では、(2)：「継続企業の前提が疑わしい」状況において、①：経営者が当期の財務諸表に注記を行う上で、及び②：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断しており、監査上の「除外事項」はなく、継続企業の前提が疑わしい状況を生じさせる要因として、「金銭的に重要な資産の回収可能性の問題があり、その資産の見積もりの合理性を監査人が判断できない状況」もない場合に、その監査人が対応を決定する上で、当期の財務諸表との関係で問題にされている「重要な不確実性の影響」を、「財務

諸表に与える（与えている）影響」として考慮する余地があるのか、という問題も考察した。

この(1)～(2)の問題を考察するに当たっては、まず、現行監査基準の「第四報告基準 六 継続企業の前提 1」に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味を考察する必要があるが、その前に、第2節では、「制度2-1」に見られる「一定の事象や状況」が、何を意味しているのかを考察した。考察の結果、そこでの「一定の事象や状況」は、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」を指している、と解釈できることを示した。

続く第3節では、この「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」が、(1)：経営計画や対応策といった、経営者による「経営上の対応」によって、「解消」、あるいは「緩和」することが予定されている、「将来に発生する特定の事象」が示されていないところの「期末に存在している状況」と、(2)：「将来に発生する特定の事象」が示されているところの「期末に存在している状況」の2つに分けられることを指摘した。そして、後者の(2)について、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、という解釈を示した。

第4節では、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」については、第3節で示したように、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」と解釈できるものの、「(継続企業の前提に関する)重要な不確実性の影響」の意味も、「重要な不確実性の影響」を「財務諸表に反映していない」（又は「重要な不確実性の影響」は「財務諸表に反映されていない）」ということの意味もわからないことを示した。この点が、本稿の1つ目の結論である。また、第4節では、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、①：経営者が当期の財務諸表に注記を行う上で、及び②：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断している監査人が、その対応を決定する上で、当期の財務諸表との関係で問題にされている「重要な不確実性の影響」を、「財務諸表に与える影響」として考慮する余地はない

ことを示した。この点が、本稿の2つ目の結論である。

第5節では、当期の財務諸表との関係で問題にされている「重要な不確実性の影響」を、「財務諸表に与える影響」として考慮する余地はない、という第4節で示した結論を踏まえて、次の問題を考察した。それは、[1]：[制度4-2]において、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」に、「財務諸表に注記」する事項として示されている、「④ 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」のうち、「当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」を除いた前半部分の記述、即ち、「財務諸表は継続企業を前提として作成されている」旨の記述を、財務諸表の注記に記載する余地はあるのか、という問題である。そして2つ目は、[2]：[制度4-4]において、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合」に、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であり、かつ、継続企業の前提に関する事項の注記が適切であると判断したとき」に、「追記情報」として記載することが監査人に求められている、「(4) 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」のうち、「当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」を除いた前半部分の記述、即ち、「財務諸表は継続企業を前提として作成されている」旨の記述を、「追記情報」として監査報告書に記載する余地はあるのか、という問題である。

この2つの問題について、第5節では、[事例5-1]に見られる「連結財務諸表は、上記の事業計画及び追加資金調達が行われる前提のもと、継続企業を前提として作成しており」という記述から示唆を得て、「事業計画及び追加資金調達の実行」という「特定の将来事象」を特に明示した上で、「継続企業の前提が疑わしい」状況に対する、経営者による「経営上の対応」がもたらす「特定の将来事象の結果」を前提として、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨の記述を、財務諸表の注記に記載する余地があり、また、監査報告書の「追記情報」として記載する余地があることを指摘した。この点が、本稿の3つ目の結論である。この結論は、次の3つのことを示唆する。



(1): 1つ目は、①: 米国の監査基準書第59号 (SAS59) (AICPA (1988)) の13項の「説明区分」の記載例に見られるように、財務諸表の脚注が参照された上で、「会社は、ゴーイング・コンサーンとして存続するその能力について重要な疑義を生じさせるような、継続的な損失を事業から被っており、資本の欠損を抱えている。」との記述の前に、「添付された財務諸表は、会社がゴーイング・コンサーンとして存続することを前提に作成されている。」という記述を「説明区分」の「記載例の最初」に示すこと、及び②: 米国の監査基準書第126号 (SAS126) (AICPA (2012)) のA 6項の「ゴーイング・コンサーンに関する事項の強調区分」の記載例に見られるように、財務諸表の脚注が参照された上で、「会社は、ゴーイング・コンサーンとして存続するその能力について重要な疑義を生じさせるような、継続的な損失を事業から被っており、資本の欠損を抱えている。」との記述の前に、「添付された財務諸表は、会社がゴーイング・コンサーンとして存続することを前提に作成されている。」という記述を「ゴーイング・コンサーンに関する事項の強調区分」の「記載例の最初」に示すことは、自明ではない、ということである。というのは、本稿で取り上げた「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨は、「継続企業の前提が疑わしい」状況に対する、経営者による「経営上の対応」がもたらす「特定の将来事象の結果」を踏まえた上で、「継続企業の前提が疑わしい」状況や、それに対する経営者による「経営上の対応」が記述された後に記述されるからである。

(2): また、2つ目は、国際監査基準 (ISA) 570のA21項 (IFAC (2009, 571)) で示されている「事項の強調区分」の記載例では、「我々の意見を限定することなしに、我々は、会社が20X1年12月31日をもって終了する年度にZZZの純損失を被ったこと、そして、その時点において、会社の流動負債が、その総資産をYYYだけ超過したことを示している財務諸表の脚注Xに対する注意を喚起する。これらの状況は、脚注Xに示されている他の事項と共に、会社のゴーイング・コンサーンとしての存続能力について重大な疑義を投げかけるかもしれない重要な不確実性の存在を示している。」と記されているだけで、

「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨の記述は見られないが、このような、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨の記述を示さない「事項の強調区分」の記載例も、自明ではない、ということである。

(3)：そして、3つ目は、[制度4-5](2)~(3)で示されている継続企業の前提に関する「追記情報」の文例については、意味がわからない「重要な不確実性の影響」という表現が含まれる、「重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない」という記述を除いたとしても、「継続企業の前提が疑わしい」状況に対する、経営者による「経営上の対応」がもたらす「特定の将来事象の結果」を前提として、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」状況が想定されていない[制度4-5](2)~(3)は、やはり自明ではない、ということである。

このように、上記の①：SAS59の13項の「説明区分」の記載例、②：SAS126のA6項の「ゴーイング・コンサーンに関する事項の強調区分」の記載例、③：ISA570のA21項で示されている「事項の強調区分」の記載例、そして、④：[制度4-5](2)~(3)で示されている継続企業の前提に関する「追記情報」の文例とは異なり、日本の事例（[事例5-1]）を素材にして、「継続企業の前提が疑わしい」状況に対する、経営者による「経営上の対応」がもたらす「特定の将来事象の結果」を前提として、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨の記述を、「追記情報」として記載する余地があることを示した本稿は、経営者が作成した財務諸表が、一般に認められた会計原則（会計基準）に準拠して作成されているかどうかについての監査人の「意見表明」以外に、「追記情報」や「説明区分」等の形の「情報提供」として示される記述の方法について、記述内容の相互の関係に注目した上で、監査人にとっての選択肢を増やした。この点が、本稿の1つ目の貢献である。

本稿では、「継続企業の前提が疑わしい」状況に対する、経営者による「経営上の対応」がもたらす「特定の将来事象の結果」を前提として、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨の記述を、財務諸表の注記に記載する余地があり、また、監査報告書の「追記情報」として記載する余地がある

ことを指摘したが、本稿によって得られたこの結論は、2009年の監査基準改訂前の開示規定や監査上の実務指針、及び日本公認会計士協会（2011b）やISA570等の監査制度、及び関連文献を評価するための枠組みを提供する。将来の開示制度、及び監査制度の設計のための指針として必要になる、そのような分析枠組みを構築したことが、本稿の2つ目の貢献である。

今後の課題は、日本公認会計士協会（2011b）を始めとする監査制度や関連文献についての網羅的な評価を行うことである。また、坂柳（2014）、及び本稿では、監査報告書上の「情報提供」として、監査人が何かの記述を行うことを前提に議論を進めてきたが、この前提を崩すことに合理性はあるのか、という問題の考察も、今後の課題である。

## [引用文献]

AICPA (1988), American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Statement on Auditing Standards (SAS) No.59, *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern*, April 1988.

AICPA (2012), AICPA, SAS No.126, *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern* (Redrafted), July 2012.

IFAC (2009), International Federation of Accountants (IFAC), International Standard on Auditing (ISA) 570, *Going Concern*, in : Handbook of International Standards on Auditing and Quality Control, 2009 Edition, New York : IFAC, April 2009.

Vatter (1947), Vatter, William J., *The Fund Theory of Accounting and Its Implications for Financial Reports*, Chicago : The University of Chicago Press, 1947. (同訳書, 飯岡 透, 中原章吉共訳, バッター著, 『バッター資金会計論』, 同文館出版, 1971年.)

企業会計審議会 (2002), 企業会計審議会, 「監査基準の改訂に関する意見書」, 2002年1月25日.

企業会計審議会 (2009), 企業会計審議会, 「監査基準の改訂に関する意見書」, 2009年4月9日.

坂柳 (2012), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—無限定適正意見以外の意見を表明する可能性に注目して—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第63巻第2・3合併号, 2012年12月.

坂柳 (2014), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(1)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第65巻第2・3合併号, 2014年12月.

日本公認会計士協会 (2002a), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書第22号 (中間報告), 「継続企業の前提に関する監査人の検討」, 2002年7月29日.

日本公認会計士協会 (2002b), 日本公認会計士協会, 監査委員会報告第74号, 「継続企業の前提に関する開示について」, 2002年11月6日.

日本公認会計士協会 (2003a), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書第22号 (中間報告), 「継続企業の前提に関する監査人の検討」, 2003年1月16日改正.

日本公認会計士協会 (2003b), 日本公認会計士協会, 監査委員会報告第75号, 「監査報告書作成に関する実務指針 (中間報告)」, 2003年1月31日.

日本公認会計士協会 (2009a), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書第22号, 「継続企業の前提に関する監査人の検討」, 2009年4月21日改正.

日本公認会計士協会 (2009b), 日本公認会計士協会, 監査・保証実務委員会報告第74号, 「継続企業の前提に関する開示について」, 2009年4月21日改正.

日本公認会計士協会（2009c），日本公認会計士協会，監査・保証実務委員会報告第75号，「監査報告書作成に関する実務指針」，2009年4月21日改正。

日本公認会計士協会（2011a），日本公認会計士協会，監査基準委員会報告書（序），「監査基準委員会報告書の体系及び用語」，2011年12月22日。

日本公認会計士協会（2011b），日本公認会計士協会，監査基準委員会報告書570，「継続企業」，2011年12月22日。